

事務連絡
令和4年12月12日

一般社団法人建設電気技術協会 殿

国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 課長補佐

年末年始の感染対策についての考え方のポイントについて（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在の感染状況について、地域差はあるものの、引き続き感染者数の増加が見られていること、今後の変異株への置き換わりの状況や年末に向けた接触機会の増加等が感染状況に与える影響も懸念されていることから、令和4年12月9日に第21回新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催され、分科会より「年末年始の感染対策についての考え方」が示されたことを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症等対策推進室より別添のとおり周知依頼がありました。

以上について、貴会におかれましても、貴会会員企業等に対して周知して頂くようお願いいたします。

（別添）内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡

「年末年始の感染対策についての考え方のポイントについて（周知等）」

（別添別紙）令和4年12月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会とりまとめ

「年末年始の感染対策についての考え方」

記

1. 新型コロナウイルスについて

一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

2. 季節性インフルエンザについて

一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

新型コロナウイルス感染症対策分科会において、年末年始の感染対策についての考え方が示されたことをお伝えするとともに、今後の対応に活かしていただくことや所管団体及び独立行政法人等への周知等の対応をお願いするものです。

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 9 日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

年末年始の感染対策についての考え方のポイントについて（周知等）

現在の感染状況については、地域差はあるものの、引き続き感染者数の増加がみられており、今後の変異株の置き換わりの状況や、年末に向けて、接触機会の増加等が感染状況に与える影響も懸念されています。

こうしたことを受け、本日、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「年末年始の感染対策についての考え方」が示されました。

各府省庁におかれましては、別紙の内容についてご了知いただき、今後の対応に活かしていただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙）年末年始の感染対策についての考え方

（令和 4 年 12 月 9 日新型コロナウイルス感染症対策分科会とりまとめ）

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括 2 班）

担当者：武内、入野、鈴木、上田、柴山、伊原

直通 03 (6257) 1309

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

年末年始の感染対策についての考え方

令和4年12月9日
新型コロナウイルス感染症対策分科会

- 新型コロナウイルスの新規感染者数については、短期的な予測では、地域差や不確実性はあるものの、全国的に増加が継続すると見込まれている。また、日本は欧米諸国と比べて自然感染者の割合が低いこと、今後、免疫の減衰や免疫逃避能のある株への置き換えなどにより、まだ多くの感染者が発生し、保健医療への負荷が高まる可能性がある。
- 社会経済活動を維持しながら、医療のひっ迫を招かないようにするために、この年末年始の様々な活動は実施しながら、次の3点の感染対策をポイントとするべきである。

(1) オミクロン株対応ワクチンの早期接種

オミクロン株対応ワクチンは従来型ワクチンを上回る重症化予防効果、発症予防効果や感染予防効果が期待されている。社会経済活動を維持するためにワクチン接種は重要である。冬は帰省や受験など大切な時期であり、オミクロン株対応ワクチンの年内の接種を推進することが必要である。

(2) 同時流行や感染拡大が生じた場合の医療ひっ迫防止

同時流行や感染拡大が生じた場合に医療のひっ迫を招かないよう、外来受診や自宅療養に関する以下の内容を国民に十分周知していく必要がある。

- ・重症化リスクが低い方(高齢者や基礎疾患のある方、妊婦や小学生以下の子ども以外の方)は、喉の痛みや発熱などの症状が出た場合、自ら抗原定性検査キットを使った検査を検討する。陽性の場合、軽症であれば、地域の健康フ

フォローアップセンターに登録して自宅療養を行う。

- ・年末年始は医療機関の診療体制が通常とは異なることから、事前に地域の医療機関を確認するとともに、抗原定性検査キットや解熱薬等を事前購入する。

(3) 十分な換気の実施等

場面に応じた適切なマスクの着脱などの基本的な感染対策を徹底する必要がある。特に、感染力の強いオミクロン株に対して換気は重要であり効果が期待される。冬場は暖房器具の使用のため窓を閉め切りがちになるため、室内温度に留意しながら、定期的に窓開けを行うことが望ましい。

また、帰省先では地元で高齢の親族等と接する機会が多くなるため、事前に検査を受けるよう呼びかけることが必要である。